

個保審第30号
令和4年9月30日

島根県知事 丸山 達也 様

島根県個人情報保護審査会
会 長 永 松 正 則

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度
における対応について（答申）

個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）
第36条第1項第4号の規定に基づいて、島根県知事より令和4年6月28日付け総第
812号で諮問のあった標記事案について、下記のとおり答申します。

この答申を踏まえ、個人情報保護制度の充実に努められるよう期待するとともに、
個人情報の保護に関する動向等に伴い、新条例の施行の状況について必要があると認
めるときは、速やかに所要の措置を講ずるよう要望します。

記

1 諮問事項について

(1) 条例で定める必要がある事項について

ア 個人情報開示請求に係る手数料について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」とい
う。）第89条第2項の規定に基づく手数料について、改正法施行後も、現行と
同様に、請求に関する手数料は実質「無料」とし、実費相当額として「写しの
作成に要する費用」（「白黒コピー1枚あたり10円」等）を請求者の負担とする
ことは、適当である。

イ 行政機関等匿名加工情報に係る提案者が納める手数料について

改正法第119条第3項及び第4項の規定に基づく手数料について、標準とす
ることとされている政令で定める額と同額を新条例で定めることは、適当であ
る。

(2) 条例で定めることが許容されている事項について

ア 個人情報開示請求等手続に関する規定

改正法第108条の規定に基づく個人情報の開示等の手続における開示決定
の期限について、改正法第83条あわせて30日（延長を含め60日）とするこ
とは、権利利益が多種多様化している昨今の状況や、配慮すべき個人に関する

情報等が含まれ、慎重に判断すべき開示請求事案が増えているという県からの説明をふまえると、不合理とまでは言えないため、結論として容認する。

ただし、下記2のとおり付言する。

イ 地方公共団体が定める「条例要配慮個人情報」について

改正法第60条第5項の規定に基づく条例要配慮個人情報について、条例の「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」は改正法の要配慮個人情報に包含されるものであるため、新条例に定めないということは、適当である。

なお、要配慮個人情報の運用については、情報の性質を踏まえ、改正法にのっとり適切に運用するとともに、個人情報の保護に関する動向等に伴い、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講じられたい。

ウ 「個人情報ファイル簿」とは別に作成・公表する個人情報取扱事務登録簿について

改正法第75条第5項の規定に基づく個人情報ファイル簿とは別の、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した個人情報取扱事務登録簿について、県の実施機関が改正法施行後も引き続き作成し、閲覧に供することは、県民が自身の個人情報がどのように取り扱われているかを把握するためにも適当である。

エ 改正法と情報公開条例との整合性について

情報公開条例に基づく公開請求では非公開情報とはならない公務員の職務遂行に係る氏名について、改正法に基づく開示請求における不開示情報から除外するため、新条例に整合性を図る規定をもうけることは、適当である。

オ 審議会その他の合議制の機関の設置について

改正法第129条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関の設置について、条例における島根県個人情報保護審査会を、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く審議会とすることは、適当である。

カ 運用状況の公表に関する規定について

県において、個人情報保護制度が毎年どのように運用されているのかを公表し、個人情報の保護をより一層効果的に推進するため県民に対して情報提供を行っていくことは、制度の適正かつ円滑な運用を図ることからも意義のあるものと考えられることから、新条例に条例第50条と同旨の規定を設けることは、適当である。

2 付言

今回の答申に至るまでの審議に当たり、開示決定の期限の諮問については、上記1（2）アのとおり、権利利益が多種多様化している昨今の状況や、配慮すべき個人に関する情報等を含む複雑な案件が増えているという県からの説明をふまえると、改正法が開示決定期限を30日としていることに照らしても、不合理とまではいえないといった意見や、個人の権利利益等を尊重するため、開示・非開示の可否について慎重に判断すべき請求事案があることも理解できるとする意見がある一方、早期の開示が求められる事例も多いのではないかとの意見や、請求者への早期開示の実現の観点から、決定期限を30日（延長を含め60日）とすることに慎重な対応を望む意見があったところである。

こうしたさまざまな意見があったことを踏まえ、開示決定の期限を30日（延長を含め60日）とすることについて、結論としては容認するが、特に以下の事項について留意すべきことを付言する。

1. 開示決定までの期限は、開示するに当たって、慎重に判断すべき請求事案を念頭にしている趣旨に照らして決定を行うこと。
2. 県民に対して本制度が適正に運用されていることが分かるよう、開示決定にかかった期間等について、定期的に情報提供していくこと。

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユー あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会